

農地の賃借料の情報提供

農業委員会 (☎21-5118)

令和 7 年度において、農地の貸し借りの契約が締結された賃借料について、次のとおり情報として公表します。

ただし地理的条件や、土地条件等の区分はしていません。

農地の貸し借りについては、次の表の賃借料を参考に、地理的条件や土地条件などを考慮し、双方で協議を行い、必ず農業委員会を通して貸借契約を締結してください。

管理できない農地を所有しておられる方は、毎年草払いなどの管理費用が基本発生しますので、農地の荒廃を防ぐために、使用貸借（賃借料が無料）で耕作希望者に貸し出すこともご検討ください。

【令和 7 年度】

(単位：円／10 a ・ 件)

地目	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	9,200	12,037	2,000	127	205
畑	4,900	30,800 ※ビニールハウス設置箇所	1,000	78	

※上記の表に含まない使用貸借（賃借料が無料）の契約件数は 138 件です。

※農業委員会に届けを出していない個人間の契約は、含んでいません。

※平均額は、最高額と最低額を除いて算出しています。

※金額は 10 a 当たりで、100 円未満を四捨五入しています。